

大島周辺漁場で 船釣りをされる皆様へ

お知らせ

大島周辺海域における漁業と遊漁のトラブル防止と、相互の円滑な操業秩序の確立、及び資源の適切な保存・管理を推進していくことを目的に、大島内漁業、遊漁関係者により、船釣りに関する海面利用協定が締結され、大島内のみならず、各方面より船釣りで来訪される方々に周知させて頂いています。

大島周辺漁場で船釣りをされる方は、本協定の趣旨、内容をご理解いただき、遵守されますようご協力のほどお願いします。

また、大島周辺の漁場海域では特にひきなわ漁、一本釣り漁が行われていますので、地元漁業者が操縦中の際は、特に漁の妨げにならないよう注意願います。

大島地区海面利用協議会

1. 規制対象海域(裏面参照)

- 1 大島本島海岸線から**2,000m**以内の海域全て
- 2 岡田沖・乳ヶ崎沖・千波沖・三七根・差木地下・波浮口・六熊場・大室出し北部海域の沖合い漁場

2. 禁止事項(漁業者及び遊漁者共通)

- 1 沖合漁場の岡田沖・乳ヶ崎沖・千波沖・三七根・差木地下・波浮口・六熊場・大室出し北部海域ではオキアミの使用禁止
- 2 イワシの生餌の使用禁止(イワシ以外の生餌であっても、アカハタ、カサゴを目的とした生餌は使用出来ません)
- 3 錨止め(船外機船は除く)、又はシーアンカーを使用しての操業禁止

3. 遊漁者遵守事項

- 1 夜間操業(日没から日の出まで)禁止
- 2 大室出し北部海域でのルアー釣り禁止
- 3 千波崎を中心に半径**2,000m**以内の海域において、**4月1日から9月30日**まで操業禁止。
- 4 キンメダイの産卵期である**7月1日から8月31日**まで、キンメダイを対象とした操業禁止(混獲キンメの放流)
- 5 使用できる道具(電動リール含む)の数は、一人当たり一道具とし、設置できる釣り針の数は**15本**以内
- 6 漁業の操業を妨げる行為の禁止

4. 資源管理(指定魚種の放流)

全長が**24cm**以下のキンメダイ、**20cm**以下のマダイ、**35cm**以下のヒラメは放流しましょう

お問い合わせ先

大島町役場産業課水産商工係 電話 04992-2-1445番

